

## 琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて

### 1. 「水源林保全のための仕組みづくり」について

- 平成 25 年 12 月 24 日「水源林保全のための仕組みづくり」を森林審議会に諮問
  - ・目的不明な森林取得やニホンジカ被害の増加など琵琶湖森林づくり条例制定後の新たな課題に対応するため、条例改正を視野に諮問
- 平成 26 年 9 月 22 日「水源林保全のための仕組みづくり」答申
  - ・生物多様性に富んだ水源林を目指して、4 本柱 9 項目の新たな仕組みを提言

#### 水源林保全のための仕組みづくり(答申)

〔総論〕琵琶湖の水源である森林を保全していくためには、生物多様性の視点に立ち、多様な樹種や年齢構成、多様な動植物が存在する豊かな森づくりに配慮すべきである。

#### I. 適正な保全・管理を進める仕組み

- (1) 水源林の土地取引の把握
- (2) 林地境界明確化
- (3) 水源林の巡視等による状況の把握
- (4) 多様な主体による水源林の管理

#### III. 林業活動を活性化する仕組み

- (7) 間伐の推進
- (8) 県産材の生産・利用・流通

#### II. 豊かな生態系を育む仕組み

- (5) ニホンジカ対策
- (6) 巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全

#### IV. 価値を評価し情報発信する仕組み

- (9) 琵琶湖の水源林の価値の評価

- 平成 27 年 3 月 16 日 琵琶湖森林づくり条例改正を議決
  - ・答申の内容を受けた条例改正→これを受けて今回の琵琶湖森林づくり基本計画の見直し
- ※ 「I. (1) 水源林の土地取引の把握」に関して、土地取引等の届出の手續を定めた「水源森林地域保全条例」を新たに制定 (平成 27 年 4 月 1 日施行)

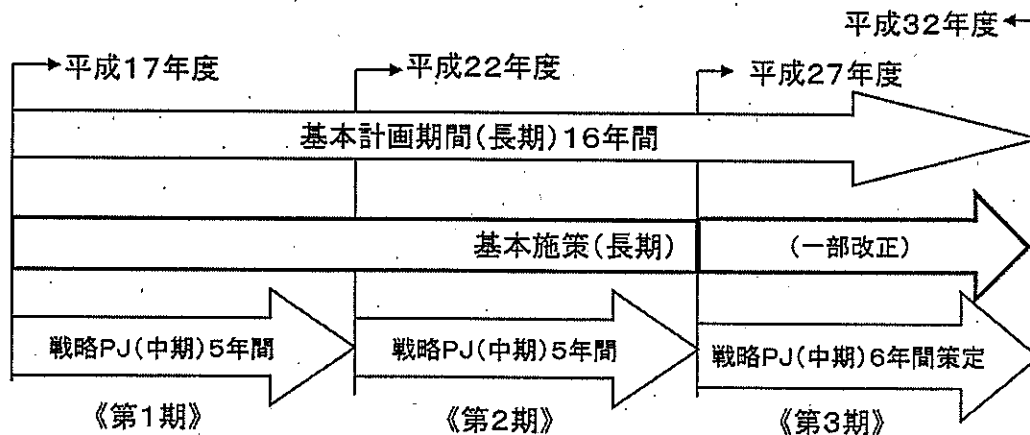
### 2. 琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて

#### (1) 琵琶湖森林づくり基本計画の位置づけ

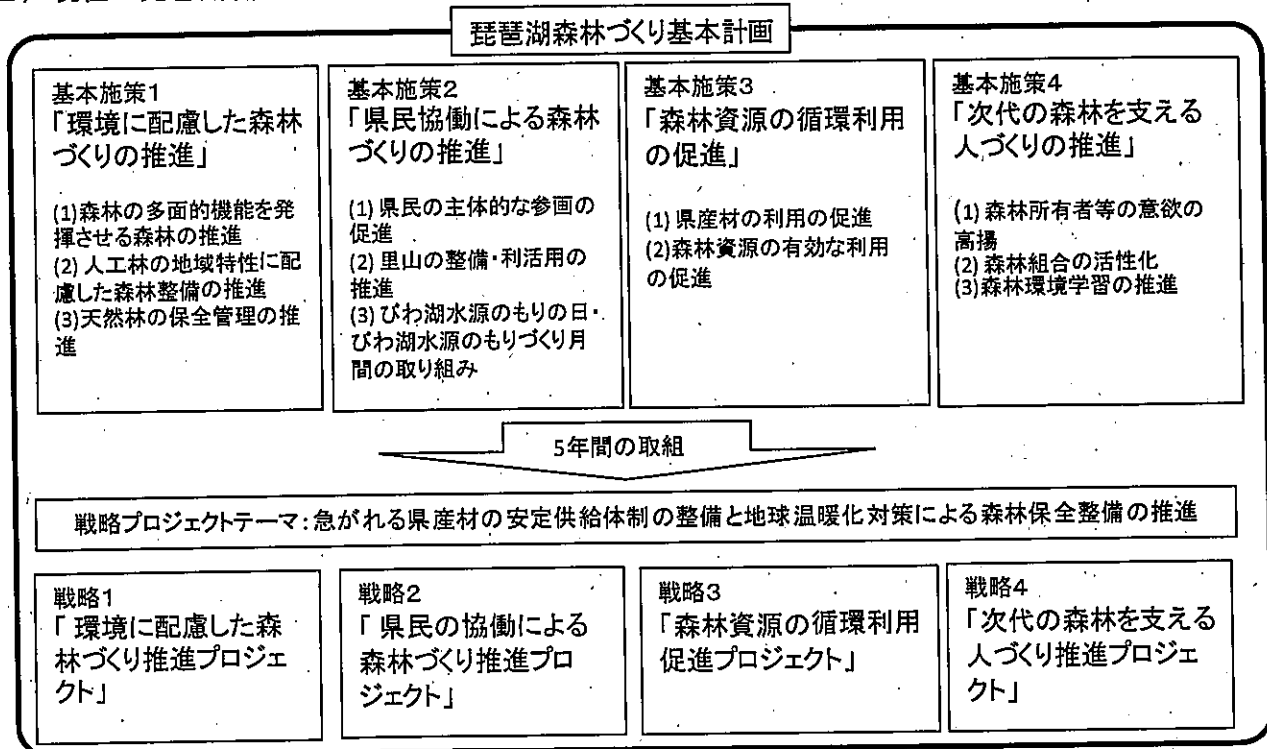
琵琶湖森林づくり条例第 9 条の規定に基づく計画であり、条例に示す理念を実効あるものとするためのアクションプラン

計画期間 (長期) : 平成 17 年度 (2005 年) ~ 平成 32 年度 (2020 年度)

中期的な目標 : 戦略プロジェクトは社会経済情勢の変化に対応するため 5 年ごとに見直し。



(2) 現在の琵琶湖森林づくり基本計画の内容



(3) 琵琶湖森林づくり基本計画の見直しの方針について

- 「水源林保全のための仕組みづくり」答申（条例改正）内容の反映
- 「滋賀県基本構想」「滋賀県環境総合計画」など他の県計画との調和

(4) 琵琶湖森林づくり基本計画の見直しのスケジュール

平成 27 年 3 月	・「琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて」を森林審議会に諮問
6 月	・琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて常任委員会で報告 ・林業関係者等県民との意見交換会
7 月	・基本計画の見直しの検討状況について6月定例会常任委員会で報告 ・「琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて」を森林審議会から答申予定
8 月 9 月	・琵琶湖森林づくり基本計画の見直し（案）について常任委員会で報告 ・県内5ヵ所でタウンミーティング（林業関係者等県民との意見交換） ・県民政策コメントの実施
10 月	・県民政策コメントの実施結果について9月定例会常任委員会で報告 ・琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて公表